

タイにおける国民的礼儀作法の成立と普及

——人民党政権下における文教政策を中心に——

渋 谷 恵

タイにおける国民的礼儀作法の成立と普及

——人民党政権下における文教政策を中心に——

渋 谷 恵

はじめに

タイの学校教育においては、各教科における知識の指導に加えて、日々の行動規範としての礼儀作法の実践が重視されてきた⁽¹⁾。現在用いられている1990年改訂初等教育カリキュラムにおいては、統合教科である「生活経験」「人格形成」領域のなかでタイ的礼儀作法の指導が求められており、教員や親、目上の人、仏僧、王族などの対象に応じた適切な「立ち方」「座り方」「歩き方」「敬意の示し方」「物品の受け渡し方」などの学習とその実践が強調されている。こうした礼儀作法は日々の学校生活や学校行事のなかで常にその実践が求められるものであり、タイ的礼儀作法のあり方はタイの学校文化の一部を形成しているといつてもよい⁽²⁾。さらに近年では、文部省はもとより各種政府機関や民間団体によって礼儀作法書の刊行・復刊が相次いでおり、タイ的礼儀作法の普及、学校教育における指導の充実が求められている⁽³⁾。

これらの礼儀作法書およびカリキュラムや教科書の記述をみると、「タイ的礼儀作法」とはタイ人アイデンティティを構成する重要な要素であり、タイ国民が守るべき固有の伝統であるとの説明がしばしばなされている。また実際の教育の場においても、学校生活の様々な局面でタイ的礼儀作法の実践が求められ、「タイ人らしいふるまい」の重要性が強調してきた。こうした身体所作における「タイ人らしさ(Thai-ness)」は、タイ国内のマイノリティ集団に対しても同様に求められるものであり、マイノリティ集団に対する教育成果の指標としても用いられている⁽⁴⁾。タイ的礼儀作法は単なる行動規範という

だけではなく、タイ国民の伝統、美德であり、タイの国民的なアイデンティティと深く結びついたものとなっているのである。

このようにしばしば「タイ人らしさ」と結びついて語られ、実践されている国民的礼儀作法とはいかなるものなのであろうか。また国民的礼儀作法という概念とその内容はどのような意図のもとに形成され、普及が進められたものなのであろうか

ペネディクト・アンダーソンをはじめとする多くのナショナリズム研究者が指摘するように、ナショナリティやネーションネスという概念はある特定の文化的人造物であり、「国民」の形成過程においてはしばしば政治エリートや知識人による伝統や文化の想像がなされたと考えられる⁽⁵⁾。タイにおける近代的な国民国家の形成過程においても、政治エリートによって、タイの民族共同体(チャート)として「国民(nation)」概念が構築され、それを広く領域内に普及させることで国民統合が図られてきた。従来の研究においては、こうした「国民」概念の生産・普及の過程における共通言語や国民文学の流通、国家的な歴史や記憶の語りなど、言語や言語によって媒介される知識の体系が果たす機能に焦点があてられてきた。しかしながら、タイの学校教育にみられる「タイ人らしいふるまい」の強調は、児童・生徒の身体的な実践のなかに、ある種の国民らしさ、国民像が想像され、普及される場があることを示すものではないだろうか。

本稿では、タイにおいて「国民的文化」「国民的アイデンティティ」の形成が重要な課題であり、学校教育や社会教育を通じた国民形成が画

策された1932年以降に焦点をあて、同時期における国民的礼儀作法という概念の成立と教育によるその普及の様相を検討していきたい。はじめに、1932年立憲革命以降の動きをとらえ、新たに政権をとった人民党の施策、特にピブーン・ソンクラーム（以下、ピブーンと略）が首相であった時代の文教政策に注目し、政府が想定した国民像を検討する。次にこれら文教政策の分析を通じて、国民形成のプロセスにおける国民的礼儀作法の意味付け、国民的アイデンティティと礼儀作法との関係を明らかにする。さらに、同時期に改訂されたカリキュラム・教科書の記述を通じて、国民的礼儀作法にみられる行動規範を具体的に検討し、市民の義務として実践が求められた身体所作とそこに顕現する価値観を明らかにする。最後に、1932年以降の人民党政権下における国民的礼儀作法の概念を整理するとともに、国民形成の過程において身体的なふるまいが注目された意味を改めて検討し、今後の課題へとつなげていきたい。

1. タイにおける人民党政権の成立と国民統合 —1932年立憲革命後の文教政策を中心に—

(1) タイにおける絶対王制から立憲君主制への移行

タイにおいては、欧米列強の影響力が強まった19世紀半ば以降、国王および王族を中心近代化政策が進められ、国家としての独立の維持とその発展が図られてきた。特に1868年に始まるチュラーローンコーン王の在位中は、国王の強いイニシアティブのもと、行政や司法制度の整備、軍組織の整備と徴兵制度の導入、鉄道や道路、郵便、電信など運輸・通信設備の整備、近代的な教育制度の確立などが推進されている。続くワチラーウット王（在位1910－1925年）、プラチャーティボック王（在位1925－1935年）の時代においても、絶対王制は継続し、国王や王族からなる官僚が特権的なエリートとして政治権力を独占していた。

これに対し、1927年、欧州留学中の一般官吏

や軍人を中心に「人民党（カナ・ラサドン）」が結成され、国王と王族による支配体制の打破、絶対君主制から立憲君主制への移行を求める動きが強まった。同党は王族による支配や民主主義の遅れなどに不満を抱く文官や軍人らの支持をもとに、1932年6月24日、クーデターを敢行する。同日、人民党は党の綱領として、(1)对外的独立の維持、(2)治安秩序の維持、(3)人民の經濟的安定、(4)国民の平等、(5)人民への自由権の付与、(6)教育の普及、の6項目を布告し、立憲主義の導入によってタイを人民からなる民主的な強国とすることを宣言した¹⁰。国王は国内の情勢から判断してこれを受け入れ、絶対王制から立憲君主制への移行が果たされた。

こうして新たに成立した人民党政権は、立憲革命の目的であった憲法の整備、また議会制度、徴兵制、地方行政制度など、政府と国民との新しい関係を規定するための各種制度の整備に努める一方、タイ人民の利益を代表する政権として自らを正統化する必要性から、タイ人民によって構成される「民族共同体（チャート）」概念を強調し、タイという民族共同体からなる国家として自らを位置付けようとした。

「チャート」とはそもそも生まれやカーストを示す概念であったが、近代的な国民国家の概念がタイにも及ぶにつれ、英語のネーション（nation）に相当する概念として広く用いられるようになったタイ語である¹¹。民族の共同体としての「チャート」概念は、「国王」「宗教（仏教）」とならぶ国家統合原理として今世紀初頭の絶対王政期においても重視されてきたものであるが、人民の支配の名のもとに国王・王族の権力を排した立憲革命以後は、「国王」に対する忠誠心に替わって「民族共同体（チャート）」に対する帰属意識や忠誠心がさらに強調されることになる¹²。

しかしながら、1930年代のタイにおいては、タイ人意識を共有する民族共同体が現実のものとして存在していたわけではない。首都バンコクが位置する中部タイにおいても住民のタイ民族意識は希薄であったし、北タイ、東北タイ、南タイなどの地域においては、民族としての意

識、言語、宗教、生活慣習において違いが大きく、「タイ人」として形容される同じ共同体に属しているという意識を持ちえることは稀だった。そこで人民党政権は、教育や各種の事業を通じて、民族共同体への帰属意識や、民族共同体に対する個人の義務といった概念を広く人々に伝えようとした。例えば、1935年には、児童を対象とする指導計画が出され、チャートの歴史、勇敢な人物、愛国心を醸成する価値について学習することが求められている⁽⁹⁾。また広く一般への普及の方策としては、民族共同体に対する貢献者や殉職者のための記念碑の建設、祭日における国旗（チャート旗）掲揚の要請など、民族共同体のシンボルの創設とその普及を通じて民族意識の醸成が図られた⁽¹⁰⁾。

(2) ピブーン内閣の成立と「民族共同体」建設

人民党が重視した「民族共同体」概念は、1938年に始まる第1次ピブーン内閣によってさらに強調されることになる。ピブーンは陸軍将校としてフランスの砲兵学校に留学していた際、プリディなど他の文官・軍人らとともに人民党を結成、1932年の人民党によるクーデターにおいても重要な役割を果たしていた⁽¹¹⁾。1938年末、パホンに続く首相に任命されたピブーンは、人民党による革命6原則を基本に統治を行うことを表明し、国会の信任を得る。

首相に就任したピブーンは、国家経済の発展のため様々な殖産工業政策を実施する一方、人民の生活や文化の改善を通じて、文明化された民族同胞からなる強固な国家を作り上げようとした。すでにみたように人民党政権は、立憲君主制下における強力な統合原理として「民族共同体（チャート）」を重視し、民族意識の涵養に努めてきた。ピブーン政権はこうした人民党政権の政策を継承しつつ、さらにそれを推し進め、政府と人民の協力によって成し遂げられるべき重要な課題としてタイにおける民族共同体（チャート）の建設とその発展を掲げたのである。

それはまた1930年代後半から1940年代にかけての戦時体制下における国家防衛のための課題でもあった⁽¹²⁾。ピブーンが首相となった1930年

代後半、東アジアでは日中戦争が激化し、またヨーロッパにおいてもドイツのポーランド侵攻を契機に第二次世界大戦が勃発した。タイは当初、中立を維持しようとしたが、1941年、東南アジア侵攻を図る日本軍との戦闘を避けるため、日本軍のタイ領域内の通過を認めるなど日本との関係を強め、1942年にはイギリス、アメリカに対する宣戦布告を行っている。こうした戦時体制下にあっては、主権国家としての独立の維持、國家の防衛が何よりも重視されたのである。

ピブーンにおいて国家防衛とは、まさにタイという独自の民族、そしてその民族からなる「民族共同体」の防衛にほかならない。そしてそれは社会的・経済的な発展や軍事力の増強だけで実現できるものではなかった。ピブーンにとって、タイという国の独立・発展は、それを支える国民、すなわちタイ人からなる民族共同体の独立・発展とに固く結び付いたものであったからである。タイが独立国として国際社会における地位を維持するためには、タイの独自の民族共同体を確立し、主権を持つにふさわしい国家の国民として、それを国内外に認めさせる必要があった。またタイの国民に対しては、「タイ」という固有かつ同一の民族共同体に属しているというへの帰属意識を高めさせ、タイ人同胞全てが協力して民族共同体の繁栄に貢献するよう求めたのである。

こうした新しい民族共同体の創造にあたってピブーンが重視したのが「文化」であった。ピブーンによれば、「文化」とは民族共同体の繁栄、すぐれた規律、調和・進歩と人民の優れた道徳を表すものであり、民族共同体を発展させる手段にほかならなかった⁽¹³⁾。例え道路や建物が美しく整備され、経済的に豊かであったとしても、チャートを構成する国民の文化が低俗で、精神が野蛮で、衛生観念を持たず、きちんとした服装をしないのであれば、我々の国家そしてチャートは文明的ではなく、発展を維持することができない⁽¹⁴⁾。こうした論理に基づきピブーンは、望ましい「民族共同体」の文化を公的に規定し、これを文化政策や教育政策によって広く国民に伝えることで「タイ」という民族共同

体を強化しようとするのである。

(3) 人民党の文教政策にみる国民文化の創造と普及

ピブーンはまず、王室の創始記念日に代わり、立憲革命が敢行された6月24日をチャートの日(national day)と定め、以後毎年6月24日にはチャートを慶賀し記念する日として様々な行事を行った。さらに、民族共同体独自の慣習を発展させ、文明國の人からも賞賛されるような望ましい行動規範を普及させるため、「ラッタニヨム(国家信条)」を発表し、国民全てがこれを理解し、かつ遵守するように求めるようになる。

ラッタニヨムの第1号は、ピブーン政権による最初のナショナルディが実施された1939年6月24日に発表された。首相府布告として出されたこの第1号は、国名をサヤームからタイに変更するとの発表であり、タイという民族呼称と國家の名称を合致させることを意図したものであった。これに続き、1942年までに計12の国家信条が出されている。これらの国家信条は、例えば民族共同体の利益を損ねるような活動の禁止(第2号)、地域やエスニシティによらない「タイ人」呼称の適用(第3号)、国歌・国旗・国王賛歌への敬意(第4号)、民族共同体建設への国民の参加(第7号)、タイ語に対する誇りの醸成と国民としての習得義務(第8号)、公共の場におけるタイ人として適切な身なり(第10号)、日常生活の規律(第11号)、などを定めたものであり、同一の言語や文化を持つものとして想定されたタイの民族共同体への帰属意識を高めるとともに、民族共同体の発展のために一人一人が貢献することを求めたものであった。

これに加えてピブーンは、国民的な文化の振興・改善・普及のため様々な手段を講じている。首相就任後に行われた施政演説では、民族共同体の誇りと文化を称揚するため、タイの芸術文化の維持・推進に努めることを宣言した¹⁰。こうした方針にしたがい、伝統舞踊や工芸品などが国民芸術として推進された。

こうしたいわゆる芸術文化だけではなく、人々の日常の生活も文化政策の対象であり、規

制の対象であった。1940年にはチャート文化改善法が制定され、違反者に対する罰則が定められた。また1941年には「タイ人が遵守すべき文化を規定する政令」、1942年にはチャート文化法が定められ、タイ人としての望ましい文化慣習が細かく規定されていくようになる。

こうした国民的文化の普及は、教育の場においても求められた。タイにおいてはすでに1921年に初等教育法が施行され、満7歳から14歳までの児童は、文部省の定める初等教育試験に合格するまで就学することが義務付けられた。しかしながら、華僑人口の多いバンコクや北タイ、東北タイのラーオ人居住地域は適用範囲から除外されるなど、タイ領域内すべてを対象とするものではなかった。また、教育を管轄する宗務省の予算もバンコクと地方の都市に重点的に配分されており、1932年に至るまで地方の農村地帯での義務教育は厳密には施行されていなかった。

これに対して人民党政権は1933年には義務教育の施行地域を全国に拡大し、民族や地域の違いによらず全ての国民が同様の教育を受けるべく初等教育の拡大を図っていく¹¹。国民に対する教育の普及は、人民党が立憲革命にあたって掲げた重要な綱領の1つであり、またそれは領域内に広くタイ語を普及させ、タイの民族共同体の一員として必要な知識と義務を伝えることでもあった。こうした初等教育を通じて、民族共同体の言語としてのタイ語の読み書き、またタイの文化慣習の普及が目指された。特にピブーンは、幼少期からタイの文化の基礎について教えることを強調している¹²。1942年の人民代表会議においては、将来の堅固な国民の養成のためとして、精神、規律、団結、文化に関する指導を幼少期から実施するよう求めており、教員がモデルとなってこれらの価値を児童・生徒に伝えることが要請されていた¹³。また同時期には、成人教育についても関心が高まり、①タイ語読み書き能力の養成、②市民として必要な義務の理解、を目的に成人に対する教育普及も始められている。ピブーン期においては、これに加えて職業教育、民族共同体の文化の学習も

付け加えられた⁽¹⁹⁾。

2. 文教政策におけるタイ的礼儀作法の位置づけ

(1) 文教政策における「ふるまい」への関心

すでにみたように、ピブーンが想定し、維持・改善が求められた「文化」とは単に芸術に限るものではなく、生活の様々な側面にまで及ぶものであり、まさに人々の文化慣習の変容を求めるものであった。そのため、これらの政策のなかでは人々の「ふるまい方」、礼儀作法に関する規制が多く現われている。

1940年に公布されたチャート文化改善法、翌41年9月に公布された「タイ人が遵守すべき文化を規定する政令」は、いずれも、公共の場でのきちんとした服装と礼儀正しい行動を規定するものであった⁽²⁰⁾。その他、1942年の「ラッタニヨム（国家信条）」、首相府布告、各省庁からの省令、国家文化会議の布告など一連の文化令をみると、職業にふさわしい服装と作法、スプーンやフォークを使った食事マナー、タイ人らしい尊敬の礼の仕方、公共の場での道徳など、人々の日常生活の細部にわたって行動の規定が試みられていることがわかる⁽²¹⁾。こうした政府の文化政策は、言語や人々の身なり、日常生活の規範など人々の意識や慣習的な行為をも、政府が想定する望ましい「民族共同体」像に向けて改善していくとするものであったといつてよい。1942年のチャート文化法は、「全ての人はチャートの文化に従って行動する義務を持ち、チャートの未来を支え、維持・発展させるよう努めねばならない」と規定している⁽²²⁾。国民的文化を認識しているだけではなく、まさにそれにしたがって行動できることがタイ国民の義務として要請されていたのである。1932年以降、より一層の普及が図られた初等教育、成人教育においても、「市民の義務」あるいは「市民の義務と倫理」の内容として、タイ人として望ましい行動の学習とその実践が挙げられおり、民主政治に対する知識、国民として持つべき資質・価値とならんで、タイ人らしいふるまい、礼儀

作法の教育が求められたのである。

(2) 「国民的礼儀作法」の意義

では人民党政府は、タイ的な礼儀作法の意義をどのようにとらえていたのだろうか。1940年5月3日首相府が大蔵大臣に送った通達「道徳・礼儀作法の指導」は、タイ的礼儀作法のその重要性を次のように説明する。

「…道徳・礼儀作法は民族共同体の発展の一要件、かつ非常に重要な用件である。民族共同体が発展するときにはその共同体の人民も進歩した人間、言い換れば文化のある人間としてふるまえるようにならなければならない。政府が道路を整備し、建物を建築し、国を美麗なものにしようとして常に努力をしても、それはいかばかりのものにすぎない。もし、人民の道徳や礼儀作法、気質がそれにしたがって発展していなければ、文化のある民族共同体として自らを示すことはできないのである。」⁽²³⁾

こうした論述に明らかのように、礼儀作法とは人々の発展の度合いを示す重要な道具なのであり、かつそうした人々によって構成される民族共同体、ひいては国家の進化、文明化の度合いをも示すものなのである。

同通達は、イギリスやフランスの例を挙げながら、民族共同体の進歩と人々の道徳・礼儀作法の進歩についての解釈を示している。イギリスやフランスなど、いわゆる文明国の人々は礼儀正しく温雅であり、麗しい道徳を有している。道徳・礼儀作法とは、それぞれの民族共同体に内属する徳性であり、それこそが民族共同体の進歩の指標なのである。

またこうした礼儀作法は、それぞれの民族の伝統慣習から生まれたものであるという。そしてそれはすでに確認したように、それぞれの民族共同体に内属する徳性でもある。そのため、タイの人々が奉じるべき道徳・礼儀作法とは、例えばイギリスのジェントルマンの作法、またはフランス流の優美な作法とも異なるものでなけ

ればならない。タイにおける道徳・礼儀作法とは、タイの民族の伝統にちなんだタイ独自の道徳でなければならない⁽²⁰⁾。

このように民族と礼儀作法が結びつけられることによって、民族の規範に従わないことを問題としてとらえる視点が生じてくる。同通達は、民族に内属する礼儀作法をわきまえないということは、その民族にとって大きな侮辱となると指摘する。仮に、イギリスの人民が「イギリス・ジェントルマン」としてふさわしくない行動をすれば、その人物は体面を損ない、恥ずかしい思いをするだろう。またフランス人が「フランス流の優雅な礼儀作法」を知らないとして軽蔑されることは非常な侮辱を意味する。通達はこれらの例をひきながら、文明国の国民にふさわしいタイの礼儀作法にしたがって行動することの重要性を論じるのである⁽²¹⁾。

同通達、およびチャート文化法や他の文化令の規定をみると、国民が身につけるべき礼儀作法にはいくつかの異なる意義づけがなされていることがわかる。ひとつは、タイ民族の独自性を主張するものとしての礼儀作法である。タイ的礼儀作法とは、タイの民族共同体の固有の文化伝統であり、同じ共同体に属するものが共有すべきものとして主張される。その一方、タイ人が身につけるべき礼儀作法とは、国の文明化の指標となるべきものでもあった。そのためには、西洋的な価値規範からみて野蛮であると思われる行動や作法は、より「文明的」と考えられる行動・作法に改められねばならなかった。タイ的な礼儀作法とは、タイの民族の独自性、かつそれが文明的なものであるということを、目に見える行動を通じて示す指標として重視されたのである。

(3) 文教政策を通じた「国民的礼儀作法」の普及
すでにみたようにこうした国民的な礼儀作法は、ラッタニヨム（国家信条）を始めとする様々な文化令を通じて広く国民へ伝えられ、その遵守が求められた。しかしながら、現実には、政府が望むような理想的な礼儀作法やふるまいを、広く国民に普及させるのは困難な課題であ

った。そのため、政府はチャート文化改善法、チャート文化法などによって罰則規定を強化し、その実効性を高めようとしている⁽²²⁾。

また政府は、政府の直接の管理下にある公務員をまず教化し、彼らが国民のモデルとなって、正しい礼儀作法の普及に努める求めた。例えば、道徳・礼儀作法の指導に関する首相府通達（1940年5月）は、タイの道徳・礼儀作法を正しく普及させるにあたって公務員の協力を要請している。具体的には、①大蔵省内の各部局の長は、それぞれの管轄下にある公務員に礼儀作法の指導を実施する、②政府令として、全ての公務員に麗しい礼儀作法を遵守させる。またこれらの礼儀作法を遵守しないことがあれば、監督者の命令に従わないものとし、規律違反として扱う、公務員は全て協力し、公私の場を問わず、礼儀作法の普及に努めるべく指導・監督を行う、というものであった⁽²³⁾。

学校教育においては、1932年の立憲君主制への移行後、カリキュラムの改訂が遅れたため、新体制に伴なう教育内容の変更はまず教科書の改訂という形で行われた。礼儀作法に関する教科書としては、1933年には初等教育用の教科書として『初等道徳』が出版されている。また1937年のカリキュラムの改訂によって、初等教育、中等教育のカリキュラムに「市民の義務と倫理」という新しい科目が導入され、同教科のなかで礼儀作法の指導がなされることになった。また、「子ども・児童・生徒の行動管理に関する規則」（1938年）、「児童生徒の尊敬の礼の仕方に関する宗務省令」（1939年）、「道徳・礼儀作法の指導に関する首相府通達」（1940年）などの様々な規則で、学校での礼儀作法のあり方が規定された。1940年の道徳・礼儀作法に関する首相府通達は、学校関連の公務員、教員が児童・生徒に対して、従来以上に厳しく礼儀作法を指導することを求めており、学校現場での取組みの強化が図られた。

3. 1937年カリキュラム・教科書にみる礼儀作法の規定とその意味

(1) 1937年カリキュラムにおける「市民の義務と倫理」科の新設

1932年の立憲革命以降、人民党政府は教育制度を初等教育6年（前期4年、後期2年）、中等教育8年（前期4年、後期4年）へと改め、国民に初等教育を受ける義務を与えるとともに、国立および公立の学校における初等教育を無償と定め、教育の普及に対する国の責任を明らかにした。しかしながら、初等教育6年間の義務化を徹底することが困難なことから、1936年には初等教育4年に改められた。

この制度改革にともない、1937年にはカリキュラムの改訂がなされている。新しい初等教育カリキュラムでは、①市民の義務と倫理、②タイ語、③算数、④理科、⑤タイ国に関する知識、⑥絵画、⑦歌唱、⑧保健、⑨体育の学習、⑩ボイスカウト・赤十字活動（3、4年のみ）が義務付けられた。また中等教育においては、①市民の義務と倫理、②タイ語、③外国語、④数学、⑤科学、⑥地理・歴史、⑦絵画、⑧工芸（男子）・家政（女子）、⑨体育、⑩ボイスカウト・赤十字活動の学習が求められた²⁹。

このうち礼儀作法の指導が内容として含まれたのが「市民の義務と倫理」科である。同教科の目的は、立憲君主制や地方行政制度など新しい政治体制に関する知識とともに、国民の義務や国民として身につけることが望ましい価値や行動規範を学習させることにあった。初等教育のカリキュラムによれば、「市民の義務と倫理」で学習すべき内容は以下のとおりである。

「市民の義務」

- ①市民の義務、②立憲制度、③地方行政制度、④重要な日

「倫理」

- ①礼儀作法、②誠実さ、③親切・慈悲、④勇気と丁寧さ、⑤親、教員、集団、民族共同体、国家の恩義、⑥節約、⑦勤勉、⑧公共の利益のための行動³⁰

このうち、礼儀作法に関わる内容をみると、「市民の義務」領域①市民の義務においては、家族や集団、民族共同体、宗教、国王、憲法に対して正しい行動ができる、またタイの伝統・慣習を知ることが目標として規定されている。また、④重要な日とは、憲法記念日や仏教上の記念日などタイの民族共同体や仏教にとっての重要な日について学習し、それぞれの日にふさわしい行動の実践を求めるものであった。「倫理」の領域においては、①礼儀作法のなかで、家庭、学校、地域社会などにおける礼儀正しいふるまい方の学習が、また⑤親、教員、集団、民族共同体、国家の恩義の項では、自らが負っている恩を理解し、それに報いるよう尊敬の念を示すことが規定されている³¹。

同教科は、立憲体制下における新しい国民の義務として、自己と国家の利益のために力を尽くす道徳的かつ文明的国民たることを求めた。タイ的な礼儀作法の指導もその一環として位置づけられたのである。

(2) 教科書にみる礼儀作法の規定

では学校教育のなかでは、礼儀作法の意義がどのように語られていたのだろうか。また具体的にどのような礼儀作法が指導されていたのだろうか。

「市民の義務と倫理」（中学1年）は、動物と人間を分けるものとして「礼儀正しさ」を挙げている³²。1944年のタイ語教科書によれば、文明と野蛮、人間と動物の違いが次のように説明されていた。

「一般に文明に達した人間とは、責任ある人間のことを言います。正しく行動ができ、道徳を守るということです。…文明を持っている人間とはブーディ（紳士）のように振る舞い、礼儀正しい人です。彼らは学習に励み、常に国家を発展させるように努めます。しかし文明を持っていない人間は知識を持ちません。彼らは動物に近い存在で、人間の身体をしていますが、その心は動物と同じです。ちょうどわれわれが言うとこ

ろの森の人（野蛮人）のようなものです。」⁴⁶

こうした解釈からすれば、社会において礼儀正しくふるまえるということは、進化した人間として必要な行いなのである。⁴⁷

しかしながら、礼儀作法、敬意や丁寧さの基準・示し方は民族によって大きく異なっているという。例えば、ヨーロッパでは握手が好まれるが、タイ人や東洋人はこれを好まない。同書は、私たちはタイ人であるからタイ人の慣習に基づいた礼儀作法を学ばねばならないとして、タイの慣習にしたがって、互いに尊敬を示しあうことの重要性を指摘するのである。⁴⁸

こうしたタイ的な礼儀作法として、まず強調されているのは、尊敬すべき人物・事物を知り、それに対して正しく敬意を払う方法である。「市民の義務」の項目では、家族、目上の人一般、また国家統合の重要な原理である民族共同体、国王、宗教、憲法などに対する義務として、これらに関わる人物や事物、また場所に対する礼を尽くすことが求められている。また倫理領域のなかでも、児童・生徒が身につけるべきこととして、親、教員、目上の人への敬意の示し方が細かく例示された。

たとえば、親に対する敬意の示し方としては、ゆっくり丁寧に話すこと、親について歩くこと、親が座っている場合は頭が親よりも低くなるよう膝で這って歩くこと、話すときは座って礼をしてから話すことなどが示される。⁴⁹ 初等教科書では、親や親戚に対して、手を前にあわせて頭を下げるタイ式の礼をすること、学校に行く前と後に手をあわせて挨拶することなど図を示しながら解説しているものもある。⁵⁰ また親や教員をはじめとするいわゆる目上の人々と物品の受け渡しを行う際の作法なども記載されている。これらの作法においては、敬意を直接に表現すると考えられる「礼の仕方」だけではなく、「立ち方」「歩き方」「座り方」「ものの受け渡し方」といった動作に関して、自らの身体、特に頭部を低く保つ動作によって対象への敬意を示すことが強調されている。

これに加えて、民族共同体のシンボルとされ

る国旗の掲揚の際の作法、行事などの際の仏像や国王の写真に対する礼の仕方、仏教や国王、民族共同体に関わる場所や施設（例えば、寺院や仏塔、王宮、各種役所、記念碑など）における敬意の示し方を提示している。⁵¹ とりわけ、民族共同体の記念碑や記念日などが新しい尊敬の対象として加えられており、「民族共同体」のシンボルに対する敬意の方法が示された。

また、公共の場でのふるまいのマナーについての規定も多く見られる。役所や学校はもちろん、図書館や会議室、道路、電車などの公共交通機関の利用の際のマナー、また他人の家を訪ねたり、他人が家を訪ねてきた場合の社交のマナーが列記された。これらは例えば、図書館で他人が本を読んでいるときに騒がない、電車に乗るときは礼儀正しくするなどを提示したものである。⁵² タイの伝統的な礼儀作法は、子どもと親、教師、目上の人との関係など、具体的な個人と個人の上下関係のあり方から要請される作法が中心であった。これに対して、1937年以降の教科書で頻繁に取り上げられた公共の場でのマナーは、社会の変化によって生じた新たな公共空間におけるふるまい方を児童・生徒に伝えようとするものである。こうした礼儀作法の規定において重視されたのが、自分のことだけを考えず、他人や社会全体のことを考えて行動するという価値であり、市民の義務としての公共の利益への奉仕であった。

この他、教科書のなかには、正しいマナーに従った食事の仕方（清潔さの維持、他人に不快感を与えない食べ方、会話の選び方、ナプキンの使い方など）、ラッタニヨム（国家信条）の具体的な条項を掲げその遵守を求めるといった内容もみられた。

（3）国民的礼儀作法の意味

一連の文教政策、またカリキュラムや教科書の記述をもとに、学校教育において学習が求められた国民的な礼儀作法の意味を検討すれば、以下の点を指摘することができるだろう。

①文明化の指標としての礼儀作法

文化政策においても、また教科書の記述にお

いても、国家の文明度と人々の礼儀作法が相關的なものとして語られている。国家の成員が動物や野蛮人と結びつけられるような無秩序を改め、文明化された人間となることにより、国家が発展し、他国に対しても恥じることのない文明化した国となる。美しい礼儀作法を持つということは、個人が文明化された人間として尊敬されるだけではなく、個人が属する民族共同体、ひいては国全体の文明度を高めることであった。

②タイという民族共同体の独自性と同一性の表現としての礼儀作法

タイ的礼儀作法という概念は、それがタイの民族共同体の伝統に根ざしたものであり、他の民族とは異なる、タイ独自のものとして規定された。またそれをタイ領域内の全ての住人にに対して指導・普及させることにより、タイ文化という同一の文化、タイ的礼儀作法という同一の作法を共有するタイ国民を養成しようとしたのである。

③国民国家を支える原理への忠誠とその身体的表現としての礼儀作法

具体的な教科書の記述に明らかなように、学校教育で指導される礼儀作法は「国王」「仏教」「民族共同体」などの国家的なシンボルへの具体的な敬意の払い方を示し、その実践を求めている。こうしたシンボルに対する礼儀作法は対象への忠誠を身体で表現するものであり、かつこうした身体所作を通じて対象への忠誠心を醸成するものであったと考えられる。

④タイの社会秩序を維持するための礼儀作法

教科書の記述をみると、目上の人に対して敬意を払うことを常にこころがけ、階層的な社会のなかでの自らの置かれた立場とそれに応じた身体表現を知ることが強調されている。

1930年代、1940年代における「タイ的な礼儀作法」、タイの国民として身につけられることが求められた礼儀作法とは、以上のような錯綜した価値のなかから形成されたものであった。人民党政権の文教政策においては、タイ的礼儀作法は、タイの独自のものでありつつ、かつ西洋の文明化の視点からしても恥ずかしくないよう

な文明的なものとして規定されねばならなかつたのである。またこうして規定された国民としての望ましい礼儀作法は、それがタイの独自なものであること、文明的なものであること、またそれが国民の義務であることを強調することによって、児童・生徒、広くは国民一般へとその習得が求められたのであった。

むすびにかえて

タイにおいては、1932年の立憲革命以降、タイという民族共同体を核とする国民国家の形成が図られてきた。とりわけ、1937年から首相となつたピブーンは、望ましい「民族共同体」の文化を公的に規定し、これを文化政策や教育政策を通じて広く国民に伝えることでタイの民族共同体を強化しようとした。本稿では、こうした過程における国民的な「礼儀作法」の規定とその意義を検討し、タイの「国民」形成の過程において、共通言語や文学、国家的な歴史など、言語や言語によって構築される知識の体系だけではなく、人々のふるまい、礼儀作法の管理が重視されてきたことを明らかにした。こうした国民的な礼儀作法は、民族の伝統、文明性、国民の義務などの側面からその意義が強調され、タイの児童・生徒が必ず学ぶべき規範としてその遵守が求められていったと考えられる。

例えば、日本においても、「礼法要項」「国民礼法」制定の動きなど、国民統合の過程における国家的な礼法の規定がみられる。今後はこうした事例との比較検討を通じて、タイにおける国民的な礼儀作法の特質を検討するとともに、国民統合の過程における身体所作の管理についてさらに論考を深めていきたいと考える。

本稿では、1932年以降の人民党政権下における文教政策、カリキュラム、教科書を主たる分析対象とし、政府によって公的に想像かつ創造された「国民的文化」「国民的礼儀作法」の規定を検討してきた。そのため、こうした礼儀作法に関する規定が実際にどのように広がったのか、また広がらなかったのか、政府が意図した礼儀

作法の指導に対してどのような抵抗、再解釈、改変、調整がみられたのかという点については検討できなかった。今後の課題としたい。

注

- (1) タイにおいては近代的な学校教育制度が整備された20世紀初頭より、学校教育のなかで礼儀作法の指導がなされてきた。例えば、初等教育においては、「道徳（1905－1936年）」「国民の義務（1937－1976年）」、「生活経験および人格形成（1977年－）」などの教科や領域のなかで、また特別活動や学校生活のなかで継続的に指導されてきている。
- (2) 初等教育段階における礼儀作法の指導の現状については、拙稿「タイの初等教育における礼儀作法の教育—1990年改訂カリキュラム・教科書の分析を中心に—」（『比較・国際教育』第7号、筑波大学比較・国際教育学研究室、1999年、21－34頁）を参照されたい。また、Niels Mulder, *Thai Images: The Culture of the Public World*, Bangkok: Silkworm Books, 1997. も、タイの学校教育において伝達される規範として礼儀作法をとりあげ、その内容と意味を分析している。
- (3) タイ文部省の一機関である国家文化委員会は、1988年、タイ的な礼儀作法を写真入りで解説した礼儀作法書『タイの礼儀作法』を刊行、以後増刷を続けている。同書は国家文化委員会を通じて広く一般に配布されるとともに、1990年からは初等教育段階における「生活経験」「人格形成」領域、および中等教育段階における「社会科」の副読本として用いられている。
- また文部省学術局は、初等教育段階の副読本として、今世紀初頭に刊行された礼儀作法書『ブー・ディ（紳士）の特質』を復刊させた（1984年）。望ましい行動規範、礼儀作法を細かに規定した同書は、内閣官房室内国家アイデンティティ局および前述の国家文化委員会によつてもそれぞれ刊行されている。
- (4) 例えば、拙稿「タイにおける山地民教育—学校教育の導入と山地民社会の対応—」（『比較教育学研究』第19号、1993年、37頁）、E. Paul Durrenberger, "The Power of Culture and the Culture of the State," in *State Power and Culture in Thailand*, E. Paul Durrenberger, ed., monograph 44, New Heaven: Yale Southeast Asian Studies, 1996, pp. 184–188.
- (5) ベネディクト・アンダーソン「増補 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行—」（白石さや・白石隆訳）、NTT出版、1997年。Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflections on the Origins and Spread of Nationalism*, revised edition, New York and London: Verso, 1991. また「伝統」や「文化」の創造については、例えばエリック・ホーブスバウム、テレンス・レンジャー編『創られた伝統』（前川啓治・梶原影昭訳）、紀伊国屋書店、1992年。
- (6) 村嶋英治「ピブーン—現代タイ王国の立憲革命」岩波書店、1996年、147－149頁。
- (7) 村嶋英治「現代タイにおける公的国家イデオロギーの形成：民族的政治共同体（チャート）と仏教的王制」『国際政治』（日本国際政治学会）84、1987年、118－135頁。
- (8) 玉田芳史「タイのナショナリズムと国民形成—戦前期ピブーン政権を手がかりとして—」『東南アジア研究』34巻1号、1996年6月。
- (9) Prasnee Kaysabutri, Kaancat kansuksa phuyai kap nayobai sang chaat khong rathaban comphon po. Phibunson-gkhram nai chuang pho. so. 2481–2487, M. A. thesis, Chulalongkorn University, 1987, p. 7.（「ピブーン・ソンクラーム政権における成人教育と民族共同体建設」）
- (10) Ibid., p. 7. タイ国立公文書館資料 ST0701, 29/2(4)
- (11) ピブーンに関する詳細な研究として、村嶋英治「ピブーン—現代タイ王国の立憲革命」岩波書店、1996年参照。
- (12) Thamsook Numnonda, Phibunsongkam's Thai Nation-Building Programme during the Japanese Military Presence, 1941–1945, *Journal of Southeast Asian Studies* 9 (2), pp. 234–247.
- (13) タイ国立公文書館資料 ST 0701 29/15.
- (14) Ibid.
- (15) Krasuang suksaathigaan, 100 phi kong krasuang suksaathigaan, 1992, pp. 289–291.（タイ文部省「タイ教育100年史」）

- (16) Landonによれば、1934年から1938年にかけて国の教育予算は4倍に拡大されたという。
Kenneth Perry Landon, *Siam in Transition*, Chicago: The University of Chicago Press, 1939. Reprint, New York: Greenwood Press, 1968.
- (17) Krasuang suksaathigaan, pp. 289–291.
- (18) Ibid., pp. 289–291.
- (19) Prasnee, p. 7.
- (20) Kobuka Suwannathat-Pian, *Thailand's Durable Premier: Phibun through Three Decades, 1932–1957*, London: Oxford University Press, p. 115.
- (21) Ibid., pp. 114–117.
- (22) Krasuang suksaathigaan, pp. 289–291.
- (23) Ruang kaanoprom janyaa marayaat, 1940. (「道徳・礼儀作法の指導に関する内閣布告」)
- (24) Ibid.
- (25) Ibid.
- (26) 玉田, p. 140.
- (27) Ruang kaanoprom janyaa marayaat, 1940.
- (28) Pramuansuksaa paak 2, Laksut chan prathom-suksaa 2480, (1937年初等教育カリキュラム), Pramuansuksaa paak 2, Laksut mathayomsuksaa 2480 (1937年中等教育カリキュラム).
- (29) Pramuansuksaa paak 2, Laksut chan prathom-suksaa 2480, (1937年初等教育カリキュラム)
- (30) Ibid.
- (31) Naathii ponlamuan lae sintham, mathayom 1, 1942, pp. 20–25. (『市民の義務と倫理』)
- (32) Baeprian pasaa Thai, 2, 1944, pp. 247–250. (『タイ語』第2巻)
- (33) Naathii Ponlamuan lae sintham, mathayom 1, 1942, pp. 20–25.
- (34) Ruang kaanoprom janyaa marayaat, 1940.
- (35) 例えば、Baeprian nathi ponlamuan lae sintham, 1941, p. 9. (『市民の義務と倫理に関する読本』), Baeprian sintham, prathom 2, Thai wathanapanit, 1947, pp. 4–6. (『倫理』初等2年)
- (36) Baeprian nathi ponlamuan lae sinlatham, 1941, pp. 9–10.
- (37) Baeprian sintham, prathom 2, Thai wathanapanit, 1947, pp. 6–7. (『倫理』初等2年)
- (38) Ibid., p. 15, Baeprian phasaathai nangsuu aan naathii ponlamuan, prathom 3, 1942. (『タイ語教科書 市民の義務に関する読本』)

Imagination and Imposition of Thai National Manners: An Analysis of Cultural and Educational Policy in Thailand, 1932–1958

Megumi SHIBUYA

In this article, I focus on imagination and imposition of Thai national manners under the People's Party, 1932–1958, and analyze how the notion of Thai-ness is embedded in the prescription of national manners.

Since the overthrow of the absolute monarchy in 1932, the People's Party tried to rebuild the nation as a constitutional monarchy. In order to transform Thailand into a modern, unified, and civilized nation, the government constructed the notion of Thai-ness, the Thai nation, and Thai national culture.

In 1938, the newly appointed Prime Minister Phibun started a cultural campaign and issued various State Decrees and Acts on national culture. To Phibun, national culture is imperative to the development of the nation-state. The national culture aimed to demonstrate the national unity of modern and civilized Thailand through the imposition of social and cultural values and behavior prescribed by the government.

Under the government's nation-building policy, students were asked to conduct themselves in a manner befitting the citizenry of the civilized Thai nation. National Thai manners prescribed by the government were considered as means to inculcate a sense of national belonging, pride in Thai-ness, as well as means to signify the nation's growth and progress.